

東播都市計画地区計画（三木市決定）

名 称		緑が丘町本町地区地区計画
位 置		三木市緑が丘町本町1丁目の一部
面 積		約2.1ha
地区計画の目標		<p>本地区は、神戸電鉄緑が丘駅北側に位置する生活利便性の高い地区である。</p> <p>本計画は、交通の利便性を活かしつつ、多世代の定住を促進するため、快適な住環境の形成を図ることを目標とする。</p>
全 区 域 の 整 備 、 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	土地利用の方針	周辺の低層住宅地の住環境に配慮した、良好な中高層住宅地の形成を図る。
	地区施設の整備の方針	本地区に整備された道路の機能が損なわれないよう維持、保全を図り、安全で快適な道路空間の形成に努める。
	建築物等の整備の方針	周辺住宅地の閑静な住環境に配慮するとともに、快適な住環境が形成されるよう、建築物等の用途を制限する。
地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>次の各号に掲げる建築物が建築できる。ただし、地区計画の決定告示の際、現に存する建築物についてはこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一戸建ての住宅 2 共同住宅又は長屋（ただし、構造上独立した区画部分の床面積が30平方メートル以下（バルコニーを除く。）であり、居室、専用の炊事設備、便所及び出入口を有し、独立した2以上の居室を有しない住居を除く。） 3 寄宿舎又は下宿 4 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの 5 町内会等一定の地区に居住する者の社会的な活動又は、自治活動の目的の用に供する集会所その他これに類するもの 6 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 7 病院、診療所 8 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 9 自動車車庫で床面積の合計が300㎡以内のもの又は都市計画として決定されたもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 10 前各号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令第130条の5の5で定めるものを除く。）